別記様式第1号(第四関係)

鹿島市活性化計画

佐賀県鹿島市

平成25年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 鹿島市活性化計画

都道府県名 佐賀県 市町村名 鹿島市 地区名(※1) 鹿島市地区 計画期間(※2) 平成25年度~平成27年度

日 標 (×3)

・鹿島市では、多良岳オレンジ海道沿いの地理的条件を活かし、都市と農村の交流を深め、地域活性化を図ることを目標とする。今回新たに活性化施設を整備し、地域特産品の加工開発や郷土 生産品の料理を伝えていく地産地消活動を推進し、地域資源を活用した6次産業化などを促進させるとともに、農業体験や加工体験を実施し都市との交流を促進し交流人口を増大させる。 特に、農村の若者や女性の創意工夫による農産物加工活動を推進し、都市住民との交流を重ねることにより交流人口を増やし、併せて地域の販売力の強化を目指す。

また、多良岳オレンジ海道は平成23年3月に開通したものの、沿線においては観光資源が乏しく、都市住民との交流はほとんどない状況であるため、このような拠点づくりを進めることにより交流促進事業を展開した交流人口の増加、並びに地域の振興を図る。

以上のことを実施し、施設利用者数及び訪問者数等により事業活用活性化計画目標である交流人口1,000人の増加を目指すとともに、地域農産物の販売額を0.60%増加させることを目標とする。

日標設定の考え方

地区の概要:

・鹿島市は佐賀県の南西部にあって、東には有明海が広がり、西は多良岳山系に囲まれ自然環境に恵まれた人口31,000人ほどの市である。北は白石町、南東部は太良町、西は嬉野市、南は長崎県大村市と接し、本市南側に位置する経ケ岳(1,076m)を主峰とする多良山系からは、本市の中央部を流れる中川、黒川、石木津川、浜川などが流れ、本市北東部の有明海にそそいでいる。主な土地利用状況は、農地23.0%、山林48.1%、宅地5.6%の割合で、第一次産業は減少傾向にあるが、就業人口や生産額の割合が県内8市(17年10月現在)で最も高いことが特徴である。農業生産は、北東部の平坦地や干拓地に米・麦・大豆の土地利用型農業、中山間丘陵地帯にみかん樹園地を中心に、それぞれの立地条件に合わせて行われており、そのため生産品目が多種多様に分かれているのが特徴である。

現状と課題

- ・鹿島市の特徴として、地域農業振興のため農業経常改善対策事業の一環として実施された国営多良岳パイロット事業が、昭和39年度から着工され昭和56年に完了した。開発当時の地区面積は763ha、耕地面積が547haとなっており、ミカン総収量は900万キログラム、純益年間約2億2千万円が予定されており温州ミカンの一大産地を目指したが、牛肉・オレンジ貿易問題で大打撃を被り、ミカンの価格の暴落に苦しんできた。現在は極早生ミカン、キウイ、巨峰などの新たな高品質の農畜産業も一部展開されているものの、構造的には厳しい状況であり、離農、担い手不足、耕作放棄地の増大など課題が多い。
- ・地域の農林水産物は、米・麦・大豆の土地利用型をはじめ、みかんを中心とした果樹等の青果物も多く産出されている。しかし、農産物等価格の低迷により、農業所得が伸び悩んでいる。 そこで、地域資源の活用として、農産物等の加工の研究を当施設において行い、産地化していく必要がある。

今後の展開方向等(※4)

・地域の特産品の加工開発や郷土生産品の料理を地域に伝えていく地産地消活動を推進し、地域資源を活用した6次産業化などを促進する事業を行う。 また、中山間地域の農業生産を強化することにより、市農業全体の連携強化を図り、地域づくりを推進する。特に、農村の若者や女性の創意工夫による農産物加工活動を促進するととも に、都市住民との交流を重ねる。

さらに、市内外の加工グループやJA部会、消費者グループなどが中心的となって農業振興活動や農業生産物の普及活動、地域住民の交流等を図る。

具体的には、1. 地域農業振興のための会議・集会の活動。 2. 農業体験型農業の実施 3. 地域特産物の開発普及のための実習・研修・講習・実験の活動。 4. 地域の伝統芸能・文化、特産物の展示、教育の取組み。 5. 地域の農産物の調理、加工、実験、販売(地域特産物のPR)の取組み。 6. 地域住民や都市住民・学童等の交流・休憩等に取り組んでいく。これらの取り組みにより、交流促進事業を展開した交流人口の増加、並びに地域の販売力の強化と併せて、地域の振興が図られるものと考える。

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体		法第5条第2項第 2号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3)	備考
鹿島市	鹿島市地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	鹿島市	有	/\	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		【該当なし】			

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		【該当なし】		

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

【該当なし】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

鹿島市地区(佐賀県鹿島市)

区域面積(※2)

112.1km2

区域設定の考え方 (※3)

①法第3条第1号関係:

鹿島市の総面積112.1km2のうち農林地面積は78.98km2で70.45%を占め、就業者16,528人のうち14.30%に当る2,363人が農林業従事者であり、農林業は重要な産業である。

②法第3条第2号関係:

鹿島市の人口は、平成17年から平成22年まで4.35%の減少(32.117人⇒30.720人)となっており、

第5次鹿島市総合計画においても、「農地農業用施設の機能保全と多面的機能を発揮するよう農村環境の保全管理に努め、また農地パトロールなどにより遊休農地の発生防止を行うとともに解消に向けた施策の強化に努力する。」とされており、このようなことから、 当該区域の活性化のためには、定住等の促進を図ることは必要不可欠である。

さらに、農商工連携による「鹿島ブランド」となりうる新しい特産品や食事の開発、発掘として「鹿島に来る目的となりうる商品の充実」を目標に掲げている。

③法第3条第3号関係:

鹿島市において都市計画法に基づく用途地域544haを有しているが、約5%程度であり、総面積の約6割に当たる6,933haが 農業振興地域である。

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 【該当なし】

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

(1/市民辰国の川に内)の工地(辰州小庄日)第2本第十分(1/日、八)													
		地	地目		新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的			
						土地列	有者		土地	近有者	農地(※2)	市民農園施設	
土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類(※1)	氏名	住所	権利の 種類(※1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別(※3)	備考

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号/ハ)(※4)

整備計画	種別(>		(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物							
工作物							
計							

(3)開設の時期	<u>(農林水産</u> 省令第2条第4号二

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 【該当なし】

事項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移 転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準 について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、 借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、 例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律 関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画期間の終了後(平成28年度)には、鹿島市観光客動態調査及び当該区域に交流する人数を把握し比較することにより、日標の達成状況を評価する。

また、農業者、農業団体等で組織する会議により、確認結果を検証・分析するとともに、結果を公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。 その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。